

## どさんこ・子育て特典制度実施要綱

### (事業の趣旨)

第1条 本制度は、妊娠・出産、子育てを支える環境づくりを推進するため、商工団体や企業等（以下「事業者」という。）と行政との協働により、妊娠中の方又は小学生までの子どもがいる世帯（以下「子育て世帯」という。）に対して、買い物などの際に、商品の割引等の特典サービスを提供することで、子育て世帯を支援し、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本制度の実施に当たっては、市町村や事業者の協力を得ながら、北海道が実施するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 北海道に居住する妊娠中の方又は小学生までの子どもがいる世帯。
- (2) 特典カード 前号に定める子育て世帯に配付するもので、本制度に協賛する事業者の店舗等で提示することにより、特典サービスを受けることができるもの。その意匠は別図1のとおり。
- (3) 協賛店舗 本制度に協賛し、特典カードの使用者に対して独自に定めた子育て応援のためのサービスを提供する事業者の店舗及び施設。  
なお、対象とする世帯範囲に応じて次の区分とする。
  - ア 市町村地域協賛店 協賛店舗が所在する市町村内の子育て世帯のみを対象に特典サービスを提供する事業者の店舗及び施設。
  - イ 全道地域協賛店 道内すべての子育て世帯を対象に特典サービスを提供する事業者の店舗及び施設。
- (4) 協賛ステッカー 本制度の協賛店舗であることを表示するため、道が事業者に対して交付するもの。その意匠は別図2のとおり。  
また、全国共通展開に参加する協賛店舗には「子育て支援パスポート事業全国共通展開協賛店ステッカー」を併せて交付する。

### (対象世帯)

第4条 本制度は、北海道内に居住する妊娠中の方又は小学生までの子どもがいる世帯を対象とする。

### (事業内容)

第5条 本制度は、前条に定める対象世帯が、子どもと同伴で買い物や施設を利用した際に、特典カードを協賛店舗に提示することで、協賛店舗が独自に定めた子育て応援のためのサービスを受けることができる仕組みをつくとともに、サービス内容等について、道がインターネット等を通じて広く情報発信し、活用促進を図ることで、地域ぐるみで子どもや子育てを応援する環境づくりを推進する。

### (道の事務)

第6条 道は、本制度の趣旨を道民、市町村及び事業者に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 特典カード及び協賛ステッカーを作成すること。
- (2) 市町村を通じて子育て世帯に特典カードを配付すること。
- (3) 協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）の募集及び登録に関すること。
- (4) 協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）に協賛ステッカーを交付すること。
- (5) 協賛店舗の特典サービス等の情報をまとめ、道民に公表すること。
- (6) その他本制度を推進するために必要と認められること。

（市町村の協力）

第7条 前条各号の事務を行うに当たり、市町村は、次の各号に定める範囲の事務について協力するとともに、本制度の趣旨を住民及び事業者に広く周知する。

なお、協賛店舗のうち、市町村地域協賛店の確保は、市町村の判断により実施することとし、実施する場合は、当該協賛店の募集及び登録等に係る事務を併せて行うものとする。

- (1) 当該市町村内に居住する子育て世帯に対して特典カードを配付すること。
- (2) 協賛店舗（市町村地域協賛店に限る。）の募集及び登録並びに登録店舗情報の道への報告に関すること。
- (3) 協賛店舗（市町村地域協賛店に限る。）に協賛ステッカーを交付すること。
- (4) 道が、不正に使用した者から特典カードの返還を求める事務への協力に関すること。
- (5) その他本制度を推進するために必要と認められること。

（特典カードの使用等）

第8条 特典カードの配付を受けた者は、その使用に当たり、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 特典カードの裏面に、小学生までの子どもの氏名及び生年月日、保護者（妊娠中の方）の氏名並びに居住する市町村名を記載すること。妊娠中の方にあつては、出産後、子どもの氏名及び生年月日を追記すること。
  - (2) 協賛店舗から特典サービスを受ける場合は、特典カードを提示することとし、原則として、子どもと同伴の場合に限って使用することができる。ただし、協賛店舗自らが保護者のみの使用を認めている場合はこの限りではない。
  - (3) 本制度の対象でなくなった場合は、保護者の責任において特典カードを破棄すること。
  - (4) 特典カードの複製や、第三者への貸与又は譲渡などの不正行為はしてはならない。
- 2 既に特典カードを配付された者が特典カードを紛失又は既存した場合は、居住する市町村に再交付を申し出ることができる。
- 3 特典カードは、原則として、対象世帯に一枚の配付とする。

（不正使用の場合の措置）

第9条 特典カードの不正使用があつた場合は、道又は市町村は特典カード使用者に対してその返還を求めることができる。

（協賛店舗の範囲）

第10条 協賛店舗は、北海道内に所在する店舗及び施設に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条

第1項に規定する風俗営業を営む施設

- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- (3) 暴力団の関連する施設
- (4) その他本制度の趣旨にそぐわないと認める施設

(協賛店舗の登録の手続き)

第11条 協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）の登録を希望する事業者は、別に定める「どさんこ・子育て特典制度協賛規約」（以下「協賛規約」という。）に定める様式により道に申込みを行うものとする。

- 2 道は、審査の結果、前項の申込みが協賛店舗として適当であると認める場合は、登録した旨を通知するとともに、協賛ステッカーを送付する。
- 3 道は、審査の結果、第1項の申込みが協賛店舗として適当であると認められない場合は、登録できない旨を通知する。
- 4 協賛店舗は、協賛ステッカーを特典カード使用者の見やすい位置に掲示すること。
- 5 協賛店舗の登録申込みは、原則として一店舗及び施設ごとに行う。ただし、複数の店舗及び施設の一括登録を希望する場合は、事前に道と協議の上、一括申込みをすることができる。
- 6 前5項に定めるほか、登録の方法等については別に定める。

なお、市町村地域協賛店の登録を希望する事業者は、当該市町村の定める方法により申込みを行うものとする。

(特典サービスの提供)

第12条 協賛店舗は、特典サービスを独自に定めることができるものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、政治性のあるもの、宗教性のあるもの、子どもの健全育成を損なうもの又はそのおそれがあるものなど、本制度の趣旨にそぐわないと認められるものについては、特典サービスとすることができない。

- (1) 商品の割引、ポイントの付与、景品の提供、イベントへの招待など、子ども・子育て世帯に対するサービスの提供
- (2) ミルクのお湯の提供、荷物の運搬の手伝い、手荷物の預かりなど、外出中の子育て世帯に対するサービスの提供
- (3) その他子ども・子育て世帯を応援する各種サービスの提供

(協賛店舗の登録の変更)

第13条 協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）は、特典サービスを含む登録内容に変更が生じた場合は、協賛規約に定める様式により道に届け出るものとする。

- 2 道は、前項に定める届出を受けたときは、その内容について審査を行い、適当であると認める場合は変更を行う。
- 3 市町村地域協賛店として登録している協賛店舗は、当該市町村の定める方法により登録の変更を届け出るものとする。

(協賛店舗の広告等)

第14条 協賛店舗は、第11条第4号に規定する協賛ステッカーによる掲示のほか、次の各号に掲げる広告を行うことができる。

- (1) 自己の広報印刷物等における本制度のロゴ等の使用
  - (2) 自己のウェブサイトにおける道のホームページへのリンク及びバナーの掲載
- 2 協賛店舗は、前項の規定により広告を行う場合、あらかじめ道に連絡するものとする。

(特典カードの確認等)

第15条 協賛店舗は、特典サービスの提供に当たって、対象世帯であることを確認するために、特典カード使用者に対して、子どもの年齢等に明らかにする書類の提示を求めることができる。

(協賛店舗の登録の取消し)

第16条 道は、協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 本要綱及び別に定める協賛規約に違反した場合
  - (2) その他事業の実施状況が本制度の趣旨にそぐわないと認められる場合
- 2 前項の規定により、協賛店舗の登録を取り消した場合は、原則として、その後の再登録は認めない。

(協賛店舗の廃止の手続き)

第17条 協賛店舗（全道地域協賛店に限る。）は、登録を廃止する場合は、協賛規約に定める様式により道に届け出るものとする。

- 2 登録を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならない。
- 3 市町村地域協賛店として登録している協賛店舗は、当該市町村の定める方法により登録の廃止を届け出るものとする。

(他県との連携)

第18条 道は、社会全体で子育てを応援する気運を一層高めるため、本制度と同様の趣旨で実施している他県の事業との連携を図る。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本制度に必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

なお、すでに登録されている協賛店舗については、本要綱に基づき登録しているものとみなし、施行日以降の運用については本要綱を適用することとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から適用する。

別図1 (第3条第1項第2号関係)  
 特典カードの意匠  
 [表面] 規格 54mm×86mm カラー



[裏面] 規格 54mm×86mm モノクロ

|               |      |  |
|---------------|------|--|
| 保護者(妊娠中の方)の氏名 |      | <p>★このカードは、原則、お子さんと同伴で買い物や施設を利用する際に、事前に提示することで、協賛店舗から特典サービスを受けることができます。</p> <p>★保護者(妊娠中の方)のみで使用される際は、<u>お子さんの保険証や母子手帳で、お子さんの有無やお子さんの年齢を確認させていただく場合があります。</u></p> <p>★署名された方のみ利用できます。</p> <p>★第三者に貸与、譲渡はできません。</p> <p>特典サービスの提供は、協賛店舗のご厚意によるものです。ルールを守って利用しましょう。詳細は、サイトまたは協賛店舗でご確認ください。</p> |
| 子どもの氏名        | 生年月日 |  |
|               | . .  |  |
|               | . .  |  |
|               | . .  |  |
| 市町村名          |      |  |



携帯用サイトはこちら

別図2（第3条第1項第4号関係）

協賛ステッカーの意匠

〔裏面〕 規格 135mm×148mm カラー

